

『日本中東学会年報』投稿規程

(1992年5月制定 2003年6月改正 2005年6月改正 2008年11月改正 2009年9月改正 2011年2月改正、2012年12月改正、2015年5月改正、2017年11月改正、2020年10月改正)

1. 発行月

『日本中東学会年報』は年度第1号を7月、第2号を1月に発行する。

2. 投稿資格および投稿要件

投稿者は、原則として日本中東学会会員に限り、ただし、10.に規定する非学会員にも投稿を認めます。

投稿原稿は、国内外を問わず、未発表のものに限ります。

なお、機関リポジトリで公開された、または公開される予定の博士論文については、その全文、あるいは一部を『日本中東学会年報』に投稿することが可能です。ただし、その場合には、公開、あるいは公開予定の博士論文の内容そのままではなく、元論文に対し実質的かつ発展的な改稿が行われることを条件とします。後述する「中東研究博士論文要旨」の投稿は、このケースにはあたりません。

3. 使用言語

原則として、いかなる言語の使用も可とします。ただし外国語の原稿に関しては、その必要がある場合は、ネイティブの校閲を受けてください。

4. 原稿の種類と分量

本誌において投稿を受け付ける原稿の種類と分量は以下の通りです。

4.1) 論文：新解釈の論証や新発見の報告など独自の結論が導出され、構成・体裁において完結した内容を持った、学術的貢献を有する原稿（英語 16,000 words、他の外国語もこれに該当する語数、日本語 32,000字以内）。

4.2) 研究ノート：新解釈や新発見にいたる中間的・暫定的な報告、事実や方法の報告、仮説の提示に力点を置く原稿（英語 10,000 words、他の外国語もこれに該当する語数、日本語 20,000字以内）。

4.3) 書評論文：研究書を解題し、そこから関連研究に関する新たな問題提起を行った原稿（英語 10,000 words、他の外国語もこれに該当する語数、日本語 20,000字以内）。

4.4) 資料紹介：一次資料に関する解題、内容紹介を目的とした原稿（英語 10,000 words、他の外国語もこれに該当する語数、日本語 20,000字以内）。

4.5) 研究動向：既存の研究動向を踏まえたうえで関連研究の動向を明示、ないしは関連研究に関わる問題提起を行った原稿（英語 4,000-8,000 words、他の外国語もこれに該当する語数、日本語 8,000～

16,000字)。

4.6) 書評：研究書の内容が評者の見解とともに明示された原稿（英語 1,000-2,000 words、他の外国語もこれに該当する語数、日本語 2,000～4,000字）。

4.7) 特集：特定のテーマに関する、総論と複数の各論（論文、研究ノートなど）から構成される論集。上記の語数・枚数には、本文の他に、表題や要旨、注、参考文献、図表なども含まれます。

5. 投稿方法

5.1) 年度第1回の締め切りは前年度の12月1日、第2回の締め切りは6月1日とします。

5.2) 投稿にあたっては、所定の投稿申請票（日本中東学会のHPより、ダウンロード可）に、氏名、所属、身分、連絡先、投稿原稿の種類（4を参照）などの必要事項を記入し、原稿とともに電子ファイルを、電子メールで送付してください。

5.3) 匿名審査を厳正に行うため（7を参照）、最終的に掲載が決定するまで、投稿原稿には、注や参考文献も含め、執筆者名、所属先、職位、謝辞など、執筆者を特定できるような情報・表現を記入しないでください。

5.4) 論文および研究ノート（特集所収の論文および研究ノートを含む）については、以下の文書も合わせて提出ください。

5.4.1) 本文とは異なる言語による表題および要旨（長さは、日本語の場合 800字以上、英語の場合 500words以上、それ以外の外国語も英語に該当する語数以上のもの）。

5.4.2) 英語の抄録Abstract (200 words程度)。

5.5) 通常の印刷所が保持しない特殊文字・フォントを多用する原稿については、掲載が決定した段階で、印刷に使用できる版下を別途提出してください。版下の形式については編集委員会にご相談ください。

6. 書式

6.1) 原稿は横書きとします。

6.2) 原稿の構成は、表題、執筆者名（掲載原稿の最終提出段階で記入）、節立て、本文、注、謝辞（必要な場合）、参考文献（必要な場合）の順としてください。本文の節は、ローマ数字 (I, II, III) を、項は算用数字 (1, 2, 3) で示してください。項以下の小見出しは、カッコつき算用数字 ((1), (2), (3)) で示してください。

6.3) 論文および研究ノート（特集所収の論文および研究ノートを含む）については、本文と異なる言語での表題を入れてください。

6.4) アラビア語、ペルシア語などのラテン文字への転写方式は、執筆者の裁量に委ねますが、各種事典やIJMESなどを参考に、国内外で使用されている書式に従って、統一してください。

6.5) 図表については、執筆者が作成し、掲載ページを指示してください。原則として、執筆者が作

成した図表を版下としてそのまま使用します。図表には、通し番号、表題、出所、そして必要な場合は注などを付記してください。

6.6) 本誌は、文献リスト方式の注・文献の表記を行います。注の表記、文献表記、文献リスト、その他表記上の留意点については『日本中東学会年報』(AJAMES)原稿執筆要領(日本中東学会のHPよりダウンロード可)を参照してください。

7. 審査

投稿原稿については、編集委員会の責任において審査員を任命し、所定の審査規程および審査基準に基づいて、匿名審査方式で採否および掲載号を決定します。なお審査は主に以下の項目を中心に行われます。

7.1) 『日本中東学会年報』投稿規程」上の諸条件を遵守していること。

7.2) 本学会誌の趣旨に沿っており、またその水準に達していること。

7.3) 原稿の表題がその内容を適切に表現していること。

7.4) 原稿内容が先行研究を踏まえ、独創性を有し、学会への貢献が十分に認められること。

7.5) 構成、論理展開、文章表現、文献の引用・転写、注表記に問題がないこと。

7.6) 本文と異なる言語で記された要旨および英語の抄録が内容を適切に要約しており、分量に関しても問題がないこと。

採否および掲載号などについては、書面にて通知します。審査の結果、必要に応じて、原稿の修正を求めることもあります。なお、採否にかかわらず、一度投稿された原稿については、撤回もしくは返却の要請には応じられません。

8. 校正

初校についてのみ著者校正をお願いします。著者校正は、誤植などの訂正を目的とするものですから、大幅な加筆や修正はしないでください。再校および念校は、編集委員会の責任で行います。

9. 抜刷

執筆者には電子ファイル形式の抜刷を贈呈します。その扱いについては、別途定めることとします。

10. 非学会員の投稿

10.1) 以下の条件を満たす非学会員にも投稿を認めます。

10.1.1) 国外に在住するか、あるいは外国籍をもつこと。

10.1.2) これまで『日本中東学会年報』に論文や研究ノートを発表したことがないこと。

10.2) 投稿原稿の掲載決定後、直ちに掲載料として原稿1本につき5,000円を日本中東学会に支払っていただきます。(投稿原稿が不採用となった場合は、この限りではありません。)

10.3) AFMA (Asian Federation of Middle East Studies Associations) 構成学会の会員は、上記 10.1) の条件を満たすことなく投稿できます。また、投稿原稿が採用となった場合、10.2) に規定した掲載料を支払う必要はありません。

10.4) 非学会員による投稿は、原則として英語によるものとします。

11. 補記

日本中東学会年報は、会員が提出した博士論文の外国語による要旨を「中東研究博士論文要旨」として掲載しています。該当する会員の方は、英語 1,000-2,000 words (他の外国語もこれに該当する語数) にて、情報提供をお願いします。提出にあたりましては、英文校閲を行い、投稿申請票(日本中東学会のHPよりダウンロード可)を添付してください。

日本中東学会年報は国立情報学研究所が提供する電子図書館に参加しています。このため、投稿原稿が日本中東学会年報に採用された場合、それは印刷物として雑誌に掲載されるだけでなく、電子ファイルとして電子図書館上でも公開されます。日本中東学会は、日本中東学会年報への投稿者が、以上の点を承認しているものとみなします。